

農民の統制

1. 本百姓体制 [図表P.176②④]

1 **本百姓** (高持) — 2 **検地帳** に登録 [= 3 **年貢** ・ 諸役負担]
村政に参加 — むらかたさんやく 村方三役 (4 **名主** ・ 5 **組頭** ・ 6 **百姓代**) を互選
なぬし くみがしら ひやくしやうだい
 関西で「**庄屋**」、東北で「**肝煎**」などもよぶ。

名主・組頭が有力農民であることが多いのに対し、**百姓代は一般農民の代表として、名主組頭の村政が適切に行われているか、監察する**という役割があるといわれる。

7 **水呑** (無高) — 小作。諸役免除。村政に参加せず。

※他に名子(被官・譜代)などとよばれる隷属農民もいた。

Q 1. 薪炭の採取などで、村民の誰もが利用できるような共有の山野を漢字3字で何という？

A 1. **入会地** [P.187L.15～]

Q 2. 共有地の管理費など、村を運営するための費用を漢字3字で何という？

A 2. **村入用**

Q 3. 年貢・諸役の納入を村全体の責任で行う制度を何という？ A 3. **村請制**

2. 税負担 [図表P.176②③]

① 8 **本途物成** (本年貢) …米納が原則、貨幣納入もあり

Q 4. 秀吉政権の二公一民に対し、江戸時代の年貢率ほどのくらい？

A 4. **四公六民** ・ **五公五民**

② 9 **小物成** …雑税(山手・川手、漆年貢、茶運上など)

③ **高掛物** …村高に応じてかかる分担金(江戸城台所人夫費など)

④ 夫役 — **国役** …大工事などの際、1国単位で徴発される。のちに金銭で代納。

10 **伝馬役** …公用交通に人や馬を差し出す。街道近辺の村々に課せられた。

11 **助郷役** …人馬不足の際、補助人足をだす。[P.206④]

Q 5. 年貢納入や犯罪防止の連帯責任組織として、5戸を基準として結成させた組織を何という？

A 5. **五人組** [図表P.160②③]

Q 6. 田植えや稲刈り・屋根葺きなど集団で集中的に行った方が効率のよい作業などは近隣や親しいものとの間で共同作業が行われた。このような共同作業は何とよばれるか。[P.187④]

A 6. **結** ・ **もやい** などとよばれた。

○ 名主は村の有力農民が世襲または選出され、組頭の補佐を得て村政を取り仕切った存在です。百姓代はやや特殊な地位なのでプリントに補足説明を入れました。百姓代がどこまで機能したのかは興味深いところですが、江戸時代を通じて(特に中期に多い)一般農民が名主・組頭の不正を追及する事例は多く起こっているの、一定の存在意義はあったと思われます。享保の改革前後で「村方騒動」としてのちに触れることになります(図P.193④)。

○ 名主を「なぬし」と読めば、江戸時代の村役人ですが、すでに皆さんはこれを「みょうしゅ」と読む存在について学習しています。「みょうしゅ」は荘園公領制のもと、**名の管理を任された有力農民のことでした**。3年生になって、受験勉強を本格的に始めた人は多くがこの「**荘園制**」「**荘園公領制**」で知識の再整理を迫られて、私たちのところに質問に来るようになります。このプリントとは直接関係はないのですが、**受験科目として日本史を使う可能性のある人は図表P.97～99を何度も、そして隅々まで何度も読み返し、眺め返しましょう**。図表P.97～99を制するものが、**荘園制を制するのです**。

○ 村入用は「むらいりよう」または「むらにゆうよう」と読み、村の運営をするための経費をさし、村民から徴収されました。同様に町人が住む町方では「**町入用(ちょうにゆうよう)**」が徴収されています。この町入用は松平定信の寛政の改革(中学校で習いました)の内容に絡み、再び登場します。

○ 村請制がとられているということは、古代にあったような役人が**鞭**を持って一つ一つの戸から取り立てて回るのではなく、村全体で定められた量を一括して納めるということになります。どこかの農家が生産不能になると他の農家はその負担を負わなければならないこともあり、助け合いの精神は必然的に求められることになったのかもしれない。

○ 相互監視でもあり、相互扶助の単位でもある五人組ですが、図表P.176②③にも表現されているように、五「人」というより正しくは五「戸」が一組になります。あらためておさえるまでもなく、みんな理解していませんか。